

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後にご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 一の営業所において複数の運行管理者を選任する旅客自動車運送事業者は、それらの業務を統括する運行管理者を選任しなければならない。（運輸規則第47条の9）

（ ○ ）

2. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。（道路運送法第38条）

（ × ）

3. 事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行うことができる。（道路運送法第21条）

（ ○ ）

4. 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。（道路運送車両法第52条）

（ ○ ）

5. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送適正化事業実施機関より、旅客からの当該事業者に関する苦情について文書もしくは口頭による説明の求めがあった場合、正当な理由がなければこれを拒むことは出来ない。

（道路運送法第43条の4）

（ ○ ）

6. 旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を毎事業年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)
(×)
7. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第2条)
(○)
8. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)
(○)
9. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行を計画した日から一年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)
(×)
10. 整備管理者は、法令に基づいて定めた方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)
(○)
11. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は3人である。(運輸規則第47条の9)
(○)
12. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。
(道路運送法第36条)
(○)
13. 一般貸切旅客自動車運送事業の運転者の拘束時間については上限の定めがあるが、運転時間については特段の定めはない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)
(×)
14. 旅客自動車運送事業者は、主たる事務所ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)
(×)
15. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。(運輸規則第3条)
(○)

II. 道路運送法に関する次の条文について、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

- ・国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、(キ) を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。
 - ① (イ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の (エ) するおそれがあるものであるとき。
 - ②特定の旅客に対し不当な (ケ) 取扱いをするものであるとき。
 - ③他の事業者との間に不当な (ク) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 金額	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 優先的
カ. 違反	キ. 期限	ク. 競争	ケ. 差別的	コ. 連携
サ. 条件	シ. 利便を向上	ス. 協議会	セ. 会社個々の	ソ. 適合

III. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- ・事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、(ケ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- ・自動車が転覆し、(ソ) し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したもの
- ・(コ) 又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて次に掲げるもの
- ・(ア) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ・(オ) 以上の死者を生じたもの

ア. 旅客	イ. 故障	ウ. 1時間	エ. 追突	オ. 1人
カ. 5人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 24時間	コ. 死者
サ. 遅延	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ソ. 転落

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。(道路運送法第29条の3)

答. 公表

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答. 五年

3. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条の5)

答. 三年

4. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、（ ）の負担とします。
(標準運送約款第14条)

答. 契約責任者

5. 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)

答. 名義

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない。 (×)
- ② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる。 (×)
- ③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。 (○)
- ④ 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。 (○)
- ⑤ 大型車の区分の基準は、車両の長さ9メートル以上で、かつ旅客席数50人以下である。 (×)

VI. 道路運送法に関する次の条文について、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

- ・道路運送法は（ シ ）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（ サ ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（ ケ ）を確保し、道路運送の（ カ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて（ セ ）を増進することを目的とする。

ア. 供給	イ. 道路運送車両法	ウ. 車両数	エ. 適正な運営	オ. 事業者
カ. 利用者	キ. 旅客の利便	ク. 旅行業法	ケ. 輸送の安全	コ. 訪日外国人
サ. 需要	シ. 貨物自動車運送事業法	ス. 利益	セ. 公共の福祉	ソ. 道路交通法